足立区スポーツ振興課スポーツ施設支援係

# スポーツ施設の予約に関して代理人での窓口手続き時の必要書類等のご案内

作成日　令和8年4月21日
更新日　令和8年11月 13日

区のスポーツ施設では、予約時など各種手続きの際には原則登録者ご本人様のご来場をお願いしており、代理の方のお手続きについては、なりすまし等による不正利用を防ぐため以下の通り制限を設けさせていただいております。
スポーツ施設を実際にご利用される方が、当日ご自身でご利用されるご予約をいただくための利用者登録となります。
1人および1団体につき利用者登録は1アカウントまでとなり、アカウントの貸し借りや譲渡は禁止しております。
公共施設として広く多くの方にご利用いただくため、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
区立のスポーツ施設では営利活動目的による利用を禁止しております。
違反が判明した場合には利用者登録の削除等を行う場合がございますので、ご了承ください。
代理対応の可否や必要書類について、利用適正化のため、予告なく修正させていただく場合がございます。

各アイコンの意味

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 本人<br>身分証 | 登録者本人（代表者）の身分証明書（原本）が必要 | 本人<br>コピー | 登録者本人（代表者）の身分証明書（コピー可）が必要※スクリーンショット等の画面提示は不可 | 代理人<br>身分証 | 代理人身分証明書（原本）が必要 | 委任状 | 登録者本人（代表者）が作成した委任状が必要 |
| ✖ | 申請不可 | | | | | | |

本人確認のため利用可能な身分証の例
マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証学生証、住基カード等の原本など。
身分証のスマートフォン等の画面提示は不可。
マイナンバーカードは、表側（顔写真のある面）をご提示ください。裏面の提示は不要です。
住民票の写しを提示される場合は発行から6か月以内のものをご提示ください。

**窓口でのお手続きの際には、仮予約票や利用登録証等をご持参ください。**
**お持ちでない場合にはなりすましによる不正利用を防ぐため、利用者番号や予約日時等の聞き取りを行い、予約状況等と照会し確認いたします。**
**代理人でのお手続きの際は、身分証の提示に加え、各種申請書に代理人のお名前・住所・電話番号の記入が必要となります。必要な場合、後日連絡をとらせていただく場合がございますのでご了承ください。**

| | 体育館（「登録団体」は異なります） | | 野球場・運動場(団体での登録) | | テニスコート（個人での登録） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 窓口手続き者 | 本人 | 代理人 | 本人 | 代理人 | 本人 | 代理人 |
| 利用者登録手続き | 必須<br>本人<br>身分証 | 必須<br>代理人<br>身分証<br>いずれか必須<br>委任状<br>本人<br>コピー<br>代理人を連絡担当者として登録します | 必須<br>本人<br>身分証<br>メンバー表 | 必須<br>代理人<br>身分証<br>メンバー表<br>いずれか必須<br>委任状<br>本人<br>コピー<br>代理人を連絡担当者として登録します | 必須<br>本人<br>身分証 | ✖ |
| 利用者登録情報の変更<br>（新旧代表者双方の確認が必要です。旧代表者が来れない場合には委任状または登録証のご持参が必要です） | 必須<br>本人<br>身分証 | 必須<br>代理人<br>身分証<br>いずれか必須<br>委任状<br>本人<br>コピー<br>代理人を連絡担当者として登録します | 必須<br>本人<br>身分証<br>メンバー表のメンバー欄の記載内容に変更がある場合にはメンバー表の提出が必要です | 必須<br>代理人<br>身分証<br>いずれか必須<br>委任状<br>本人<br>コピー<br>代理人を連絡担当者として登録します | 必須<br>本人<br>身分証 | ✖ |
| 利用者登録期限の更新<br>（ハガキが届いた方） | 必須<br>本人<br>身分証<br>ハガキ | 必須<br>本人<br>コピー<br>ハガキ<br>（委任欄記入） | 必須<br>ハガキ<br>メンバー表<br>本人<br>身分証 | 必須<br>ハガキ<br>（委任欄記入）<br>本人<br>コピー<br>メンバー表 | 必須<br>ハガキ<br>本人<br>身分証 | 必須<br>ハガキ<br>（委任欄記入）<br>本人<br>コピー |
| 利用者登録期限の更新<br>（メールで連絡がきた方・ハガキを紛失した方） | 必須<br>本人<br>身分証 | 必須<br>代理人<br>身分証<br>いずれか必須<br>委任状<br>本人<br>コピー | 必須<br>本人<br>身分証<br>メンバー表 | 必須<br>代理人<br>身分証<br>メンバー表<br>いずれか必須<br>委任状<br>本人<br>コピー | 必須<br>本人<br>身分証 | 必須<br>代理人<br>身分証<br>本人<br>コピー |

| | 体育館（登録団体は異なります）、野球場・運動場、テニスコート | |
|---|---|---|
| 窓口手続き者 | 本人 | 代理人 |
| 施設使用料の支払い | 確認書類不要 | 確認書類不要 |
| 予約の変更、振替 | 必須<br>施設使用承認書<br>スマートフォン画面での提示も可 | 必須<br>施設使用承認書<br>スマートフォン画面での提示も可 |
| 使用料の還付申請<br>（予約の事前キャンセルまたは屋外施設の雨天中止等の返還請求） | 必須<br>施設使用承認書<br>スマートフォン画面での提示も可<br>スクリーンショット提示の場合必須<br>本人<br>身分証 | 施設使用承認書<br>スマートフォン画面での提示も可<br>必須<br>代理人身分証 |
| 施設使用料の減免申請 | 本人確認書類不要※<br>区等の後援を受けて減免申請する場合、後援承認書をご持参ください<br>※減免対象団体（学校や障がい者施設等）の場合、<br>職員証など対象団体の所属がわかるものをご持参ください<br>（代表者の方以外でも同じ団体の方であればお手続きは可能です）。 | 本人確認書類不要<br>区等の後援を受けて減免申請する場合、後援承認書をご持参ください。<br>減免対象団体の代理対応（例：区の担当課で予約をとっているが、<br>手続きは担当課から依頼を受けた事業者が申請する場合など）の場合、<br>減免申請書に公印の押印を受けてご提出ください。<br>事前に総合受付窓口にお電話でご連絡いただければ、<br>減免申請書を庁内交換便でお送りいたします。 |
| 紙の施設使用承認書の発行 | 窓口現金払い<br>コンビニ払い　または<br>施設予約システム上でのオンライン決済※<br>本人確認書類不要<br>下記①～③の組み合わせのいずれか必須<br>①コンビニレシートと仮予約票<br>②施設使用申請書（スマホ画面）<br>③施設使用承認書（スマホ画面）<br>※オンライン予約・オンライン決済済みの予約について、スマホ・プリンタをお持ちでなく、現地で使用承認書のご提示が出来ない方には、身分証明書を確認し紙の施設使用承認書を発行いたします。 | 窓口現金払い<br>コンビニ払い　または<br>施設予約システム上でのオンライン決済※<br>本人確認書類不要<br>下記①～③の組み合わせのいずれか必須<br>①コンビニレシートと仮予約票<br>②施設使用申請書（スマホ画面）<br>③施設使用承認書（スマホ画面） |
| 施設使用承認書の再発行 | 必須<br>本人<br>身分証 | 必須<br>代理人<br>身分証 |
| 抽選申込書<br>（窓口申込） | 確認書類不要<br>利用者番号等の照会をさせていただきます。 | 確認書類不要<br>利用者番号等の照会をさせていただきます。 |

変更・修正履歴
令和8年5月8日　（運用変更）住所地確認のため利用者登録の更新時の必要書類に、登録者本人の身分証を必須に追加いたしました。
（表の訂正）野球場・運動場の利用者登録更新の際、メンバー表が必要な点の記載が抜けていたため追記しました。
令和8年6月9日　(注意事項の追記)代理人手続き時の代理人情報の記入について追記しました。
令和8年7月24日　（注意事項の追記）マイナンバーカードの提示の際は表側のみである点を追記
令和8年11月13日　（注意事項の追記）住民票の写しの有効期限6か月を追記、身分証のコピーの提示においてスクリーンショットの提示が不可な点を追記